

議案第38号

湯梨浜町過疎とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展計画  
の変更について

次のとおり、湯梨浜町過疎とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展計画  
を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令  
和3年法律第19号）第8条第10項の規定において準用する同条第1項の規  
定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月4日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

湯梨浜町過疎とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展計画の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には、当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には、当該変更後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

変更後	変更前
<p>2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (2) その対策 ア 移住・定住 (イ) 定住に必要な住宅の整備 若者夫婦及び子育て世代の住宅取得を支援して一層の定住促進を図るとともに、住宅取得や居住空間への不安を軽減して少子化対策を推進します。また、移住定住者の住宅取得や住宅修繕並びに事業者による住宅団地造成や<u>空き家活用を含めた賃貸住宅整備</u>に対する支援を行い、受入体制の整備をより一層進めます。 略</p>	<p>2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (2) その対策 ア 移住・定住 (イ) 定住に必要な住宅の整備 若者夫婦及び子育て世代の住宅取得を支援して一層の定住促進を図るとともに、住宅取得や居住空間への不安を軽減して少子化対策を推進します。また、移住定住者の住宅取得や住宅修繕並びに事業者による住宅団地造成や賃貸住宅整備に対する支援を行い、受入体制の整備をより一層進めます。 略</p>

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	実施 主体	備考
1. 移 住・定 住・地 域間交 流の促 進、人 材育成	(4) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業 移住・定 住	略	湯梨浜 町	
		移住相談 窓口 コーデ ィネー ターを 設置 し、個 に応じ て柔軟 に相談 対応す る		
	空き家定 住促進利 活用補助 金 空き家 を借り 上げて 改修 し、入 居者に 転貸す る事業 者に改 修費等 に要す る費用 を補助	地域再 生推進 法人		
人材育 成	略		湯梨浜 町	
地域間 交流	略	関係人口 構築事業		

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	実施 主体	備考
1. 移 住・定 住・地 域間交 流の促 進、人 材育成	(4) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業 移住・定 住	略	湯梨浜 町	
		移住相談 窓口 コーデ ィネー ターを 設置 し、個 に応じ て柔軟 に相談 対応す る		
	略			
人材育 成	略			
地域間 交流	略	関係人口 構築事業		

		略 <u>地域が</u> <u>必要と</u> <u>する人</u> <u>材につ</u> <u>いて、</u> <u>首都圏</u> <u>等在住</u> <u>の人材</u> <u>をマッ</u> <u>チング</u> <u>し課題</u> <u>解決を</u> <u>図る</u>						略		
		略						略		
		田舎暮らし・住民 交流体験 ボランティア事業 移住定 住希望 者が地 域の行 事や農 作業を 体験 し、地 域住民 と交流 するこ とによ り、移 住定住 を推進						田舎暮らし・住民 交流体験 ボランティア事業 移住定 住希望 者が地 域の行 事や農 作業を 体験 し、地 域住民 と交流 するこ とによ り、移 住定住 を推進		
		お試し居 住体験ア テンド事 業	地域再 生推進 法人、 非営利							

		移住検討者に地域居住体験の機会を提供	法人等						
(5)その他	略		湯梨浜町		(5)その他	略		湯梨浜町	

3. 産業の振興  
(3) 水産業  
エ 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	実施 主体	備考
2. 産 業 の 振 興	(10) 過疎地域の持続的発展特別事業 第1次産業	略	略	
		みなと広場維持管理事業	湯梨浜町	
		養殖用施設・機械整備補助(がんばる養殖支援事業)		
略	略			

3. 産業の振興  
(3) 水産業  
エ 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	実施 主体	備考
2. 産 業 の 振 興	(10) 過疎地域の持続的発展特別事業 第1次産業	略	略	
		みなと広場維持管理事業	湯梨浜町	
		略		

(5) 観光及びレクリエーション  
エ 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	実施 主体	備考
2. 産 業 の 振 興	(10) 過疎地域特続的発展特別事業	略	略	
		グラウンド・ゴルフ振興事業	実行委員会	

(5) 観光及びレクリエーション  
エ 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施 主体	備考
2. 産 業 の 振 興	(10) 過疎地域特続的発展特別事業 観光	略	略	
		グラウンド・ゴルフ振興事業	実行委員会	

	観光	略 (ねん りんぴ ックは ばたけ 鳥取2 0 2 4)(2 0 2 4 年 ま で)					略		
		略	略				略	略	

(6) 産業振興促進事項  
イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(1)から(5)の「その対策」及び「事業計画」のとおりとし、施策の実施にあたっては鳥取県及び周辺市町村などと連携を図りながら取り組みを進めます。

さらに、湯梨浜町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例により、本地域内において製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を一定額以上で取得等をした者について、固定資産税の課税免除を行います。

4. 地域における情報化  
(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施 主体	備 考
3. 地域 におけ る情 報 化	(1) 電 気通信施 設等情報 化のため の施設 その他 情報化の ための施	地域BW Aシステ ム基地局 整備支援 事業 事業者 による 基地局	湯梨浜 町	

(6) 産業振興促進事項  
イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(1)から(5)の「その対策」及び「事業計画」のとおり。

さらに、湯梨浜町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例により、本地域内において製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備を一定額以上で取得等をした者について、固定資産税の課税免除を行います。

4. 地域における情報化  
(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	実施 主体	備 考
3. 地域 におけ る情 報 化	その他情 報化のた めの施設	地域BW Aシステ ム基地局 整備支援 事業 事業者 による 基地局	湯梨浜 町	

	設	<p>の整備 を支援 する</p> <p>ゆりはま ネット放 送設備更 新事業</p> <p>光ケー ブル網 サブセ ンター の機器 更新</p>					<p>の整備 を支援 する</p>		
	<p>(2) 過 疎地域持 続的発展 特別事業 その他</p>	<p>デジタル デバイド (情報格 差) 解消 事業</p> <p>デジタ ルデバ イ ド (情報 格差) 解消の ため、 高齢者 等への 情報技 術習得 機会 の提供 や、情 報学習 を支援 する</p> <p>S N S 活 用情報発 信事業</p> <p>L I N</p>				<p>(2) 過 疎地域持 続的発展 特別事業 その他</p>	<p>デジタル デバイド (情報格 差) 解消 事業</p> <p>デジタ ルデバ イ ド (情報 格差) 解消の ため、 高齢者 等への 情報技 術習得 機会 の提供 や、情 報学習 を支援 する</p>		

		<p>E 公式 ア カウ ン ト に よ る 効 果 的 な 行 政 情 報 発 信</p>							
<p>6. 生活環境の整備  (6) その他  ア 現況と問題点  <u>(ア) 現金自動預け払い機 (ATM) の設置</u>  現在、泊地域の現金自動預け払い機 (ATM) の設置場所は、泊郵便局、山陰合同銀行旧泊出張所及び鳥取中央農業協同組合旧泊支所ですが、その中で、山陰合同銀行のATMについては、利用者の減少等の理由でその存続が難しい状況となっています。ATMの廃止は地域住民の日常生活の利便性の低下、さらには過疎化が進行する要因にもなることから、その存続に向けた取組が必要となっています。  <u>(イ) 買物環境の維持・確保</u>  泊地域、東郷地域においては、飲食料品や日用雑貨を購入できる小売店の減少により、<u>地域住民、特に車を持たない世帯が買物に困らない環境を確保することが課題となっています。</u>  <u>(ウ) 飲用水供給施設整備支援事業</u>  過疎化が急速に進む山間地に点在する集落の中には、旧態の地区営水道施設の維持・管理を住民が自己負担により行っている集落があります。<u>このような集落においては、住民が安全な飲用水を使用できるよう老朽化した水道施設を修繕し、保全を図ることが急務となってきています。</u>  イ その対策  <u>(ア) 現金自動預け払い機 (ATM) の設置</u>  既存のATMの存続を当該金融機関に要望</p>					<p>6. 生活環境の整備  (6) その他  ア 現況と問題点  現在、泊地域の現金自動預け払い機 (ATM) の設置場所は、泊郵便局、山陰合同銀行旧泊出張所及び鳥取中央農業協同組合旧泊支所ですが、その中で、山陰合同銀行のATMについては、利用者の減少等の理由でその存続が難しい状況となっています。ATMの廃止は地域住民の日常生活の利便性の低下、さらには過疎化が進行する要因にもなることから、その存続に向けた取組が必要となっています。  イ その対策  既存のATMの存続を当該金融機関に要望</p>				



するとともに、その存続が困難な場合は本町公共施設への整備に対する支援を図ります。

(イ) 買物環境の維持・確保

買物環境の確保が必要な地域において、新たに飲食料品や日用雑貨など日常生活に必要な物品の小売事業を行う者に対し、店舗新設のための土地・建物・事業用設備取得・整備等の経費を支援することにより、新規小売店の出店を促進し、町民生活の機能維持・活性化を図ります。

(ウ) 飲用水供給施設整備支援事業

町内の水道法適用外区域において、住民の流出や高齢化により集落機能が特に衰えている地域にあつて、自己水源で生活している団体及び個人に対し、生活するうえで必要不可欠な飲用水施設の修繕等への支援を図ります。

エ 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
6. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業生活	現金自動預け払い機（ATM）の整備補助事業 買物環境確保支援事業 飲用水供給施設整備支援事業（水道法適用	湯梨浜町	

するとともに、その存続が困難な場合は本町公共施設への整備に対する支援を図ります。

エ 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
6. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業生活	現金自動預け払い機（ATM）の整備補助事業	湯梨浜町	

		外) 老朽 管路 修繕 事業 水源地・配 水池 修繕 整備 事業																												
<p>9. 教育の振興</p> <p>(1) 学校教育</p> <p>ア 現況と問題点</p> <p>(ア) 小学校教育</p> <p>略</p> <p>さらに、泊地域の原地区及び宇谷地区から泊小学校まで通学する児童が通学のために利用する一般乗合旅客自動車の定期券購入費及び東郷地域の羽衣石地区から東郷小学校まで通学する児童に係る保護者の車両運行費を補助し、遠距離通学を行う児童の円滑な就学を継続的に支援するとともに、東郷地域においては舎人地区及び花見地区から東郷小学校までスクールバス3台を運行しています。</p> <p>略</p>					<p>9. 教育の振興</p> <p>(1) 学校教育</p> <p>ア 現況と問題点</p> <p>(ア) 小学校教育</p> <p>略</p> <p>さらに、泊地域の原地区及び宇谷地区から泊小学校まで通学する児童が通学のために利用する一般乗合旅客自動車の定期券購入費を補助し、遠距離通学を行う児童の円滑な就学を継続的に支援するとともに、東郷地域においては舎人地区及び花見地区から東郷小学校までスクールバス3台を運行しています。</p> <p>略</p>																									
<p>ウ 事業計画（令和3年度～令和7年度）</p> <table border="1" data-bbox="194 1585 794 2024"> <thead> <tr> <th>持続的発展施策区分</th> <th>事業名（施設名）</th> <th>事業内容</th> <th>実施主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8. 教育の振興</td> <td>(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育</td> <td>遠距離通学児童通学費補助 略 東郷地域</td> <td>湯梨浜町教育委員会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考	8. 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	遠距離通学児童通学費補助 略 東郷地域	湯梨浜町教育委員会		<p>ウ 事業計画（令和3年度～令和7年度）</p> <table border="1" data-bbox="836 1585 1433 2024"> <thead> <tr> <th>持続的発展施策区分</th> <th>事業名（施設名）</th> <th>事業内容</th> <th>実施主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8. 教育の振興</td> <td>(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育</td> <td>遠距離通学児童通学費補助 略</td> <td>湯梨浜町教育委員会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考	8. 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	遠距離通学児童通学費補助 略	湯梨浜町教育委員会	
持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考																										
8. 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	遠距離通学児童通学費補助 略 東郷地域	湯梨浜町教育委員会																											
持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考																										
8. 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	遠距離通学児童通学費補助 略	湯梨浜町教育委員会																											

		<p>の羽衣石地区から東郷小学校まで通学する児童に係る保護者の車両運行費を補助</p>							
<p>(2) 社会教育</p> <p>ア 現状と問題点</p> <p>(ア) 社会教育</p> <p>略</p> <p>図書館及びしおさいプラザとまりは、多くの地域住民に利用されていますが、利用者の学習要望に応えるためには、さらに内容の充実を図っていく必要があります。そのため、関係機関との連携を深め、地域住民の学習や憩いの場として、より一層親しまれる施設づくりが必要です。</p> <p><u>文化会館は、人権教育の拠点としてセミナーや解放文化祭を開催していますが、社会の変化に伴い新たな人権問題も生じています。</u></p> <p><u>人権学習の充実とともに、拠点となる施設の整備に取り組む必要があります。</u></p> <p>イ その対策</p> <p>(ア) 社会教育</p> <p>略</p> <p>人権教育においては、社会変化に伴い新たに生じる人権問題への対応など、幅広い年齢層を対象に、人権が尊重されるまちづくりを</p>					<p>(2) 社会教育</p> <p>ア 現状と問題点</p> <p>(ア) 社会教育</p> <p>略</p> <p>図書館及びしおさいプラザとまりは、多くの地域住民に利用されていますが、利用者の学習要望に応えるためには、さらに内容の充実を図っていく必要があります。そのため、関係機関との連携を深め、地域住民の学習や憩いの場として、より一層親しまれる施設づくりが必要です。</p> <p>イ その対策</p> <p>(ア) 社会教育</p> <p>略</p> <p>人権教育においては、社会変化に伴い新たに生じる人権問題への対応など、幅広い年齢層を対象に、人権が尊重されるまちづくりを</p>				

めざした人権学習の継続と充実とともに拠点となる文化会館の施設整備に努めます。

めざした人権学習の継続と充実に努めます。

ウ 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
8. 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等 公民館	中央公民館整備事業 (施設整備・改修)	略	
	略	略		
	公園施設	略		
	その他	文化会館整備事業 (施設整備・改修)	湯梨浜町教育委員会	

ウ 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	実施主体	備考
8. 教育の振興	(3)集会施設、体育施設等 公民館	中央公民館整備事業 (施設整備・改修)	略	
	略	略		
	公園施設	略		